

## 指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
日本電気株式会社 東海支社	東京都	平成29年3月2日から平成29年5月1日(2か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項、第5条第1項第3号及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)	当該業者は、全国の市町村等が発注する、消防救急デジタル無線機器の製造販売において独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。((株)日立国際電気については、排除措置命令のみ) このため、公社の契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。
沖電気工業株式会社 中部支社	東京都	平成29年3月2日から平成29年5月1日(2か月)		
日本無線株式会社 中部支社	東京都	平成29年3月2日から平成29年4月1日(1か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)	
株式会社日立国際電気 中部支社	東京都	平成29年3月2日から平成29年4月1日(1か月)		

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第4号

指名停止要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
4 愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 第5条第1項 第3号

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

三 別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前第2号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍(第11号に該当する有資格業者にあつては2.5倍)の期間